

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成 29 年 4 月 1 日（土）採水・採取分より

■変更内容

1. 水道法・農薬類の目標値等の変更

平成 29 年 3 月 28 日付生食発 0328 第 12 号 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正により、農薬類の目標値の変更及び対象農薬を統合・追加・削除させていただきます。

<目標値の変更>

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
ピロキロン	目標値	0.05mg/L	0.04mg/L	水道上水・原水(水道法関連) (4)農薬類 p12
ベンゾフェナップ	目標値	0.005mg/L	0.004mg/L	水道上水・原水(水道法関連) (4)農薬類 p13

- ・ピロキサンの定量下限値は、0.0004mg/L から 0.0005mg/L となります。
- ・ベンゾフェナップの定量下限値は、0.00004mg/L から 0.00005mg/L となります。

<対象農薬の統合・追加・削除>

	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	目標値 (mg/L)	報告日数	用途
農-60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	1000	13	GC-MS	H15 健水発第 1010001 号	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	14~21 日	殺菌剤
農-66	テフリルトリオン	1000	13	LC-MS	H15 健水発第 1010001 号	0.002	14~21 日	除草剤

- ・ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートを一つの項目として統合します。なお、旧農-112 メタム(カーバム)は対象農薬から削除されました。
- ・新規にテフリルトリオンを農-66 に追加します。
- ・旧農-66 テルブカルブ(MBPMC)から旧農-111 メソミルまで番号を1つずつ繰り上げます。

(裏面へ続く)

2. 土壌の汚染に係る環境基準の一部改正について

平成 28 年 3 月 29 日付 環境省告示第 30 号により、土壌の汚染に係る環境基準にクロロエチレン及び 1,4-ジオキサンが追加されました。

	検査項目	必要量(g)	容器	検査方法	計量方法	目標値(mg/L)	報告日数
土-12	クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	100～200	10	GC-MS	H9 環告第 10 号付表	0.002	10～18 日
土-28	1,4-ジオキサン	100～200	10	GC-MS	S46 環告第 59 号付表 7	0.05	10～18 日

・現在の「土-12 1,2-ジクロロエタン」から「土-26 ほう素」までは、番号が 1 つずつ繰り上げに、現在の「土-27 砒素[含有]」と「土-28 銅」は、番号が 2 つ繰り上げになります。

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正について

平成 28 年 3 月 29 日付 環境省告示第 31 号により、地下水の水質汚濁に係る環境基準の「塩化ビニルモノマー」が「クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に改められました。

4. 土壌汚染対策法施行規則の一部改正について

平成 28 年 3 月 29 日付 環境省令第 3 号により、土壌汚染対策法施行規則の地下水基準及び土壌溶出量調査にクロロエチレンが追加されました。

	検査項目	必要量	容器	検査方法	計量方法	目標値(mg/L)	報告日数
汚-3	クロロエチレン	1000 mL	8	GC-MS	H9 環告第 10 号付表	0.002	7～14 日
汚-29	クロロエチレン	100～200 g	10	GC-MS	H9 環告第 10 号付表	0.002 /0.02	10～18 日

・現在の「汚-3 シマジン」から「汚-27 六価クロム化合物」までは、番号が 1 つずつ繰り上げに、現在の「汚-28 シマジン」から「汚-59 ほう素及びその化合物」は、番号が 2 つずつ繰り上げになります。

5. JIS 改訂に伴う計量方法の名称変更

平成 28 年 3 月に「用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法」が改訂されました。これに伴い、計量方法の名称を変更させていただきます。

・検査案内 計量編 P1～P21 の計量方法欄中の「JIS K 0125 5.2」が全て「JIS K 0125 5.2.1」となります。

6. 雑用水の「外観」の基準値を追加

雑用水の報告書の基準値欄に「ほとんど無色透明であること」を追記させていただきます。

7. 大腸菌〔クリプトスポリジウム等指標菌〕の定量下限値の変更

クリプトスポリジウム等指標菌の大腸菌の定量下限値 (報告値) については、「平成 19 年健水発第 0330006 号」には、菌数の算出について明確な最確数表の指定がないため、上水試験方法 2011 年版の最確数表 (MPN) を根拠に「0 MPN/100mL」から「1.8 MPN /100mL 未満」に変更させていただきます。

以上